

いわゆる「ごみ屋敷」対策を進めるための条例案の骨子に係る  
市民意見募集（パブリックコメント）の結果の概要について

**1 意見の募集期間**

平成28年4月1日（金）から平成28年5月6日（金）まで

**2 意見の募集結果**

- (1) ご意見をいただいた人数 76人  
(内訳：はがき31人、メール36人、FAX5人、持参4人)
- (2) ご意見をいただいた件数 179件

**3 いただいたご意見の分類**

大分類	小分類	件数
条例の規定 (100件)	条例全般	26
	条例の対象	14
	市民の責務、地域や関係機関との協力	14
	費用負担	8
	各種調査、立入調査	8
	措置(指導、勧告、命令、代執行)	23
	過料や罰則	7
対策の進め方 (70件)	福祉的な支援	21
	対応窓口、体制	10
	迅速な対応	17
	予防や再発防止	15
	その他対策	7
その他意見(9件)	その他	9
	意見合計	179

**4 いただいたご意見の概要**

条例を制定し取組を進めることについて反対するご意見は特になく、条例に盛り込む事項や対策の進め方についてのご意見を多数いただきました。

条例の規定については、「措置（指導、勧告、命令、代執行）」に関する意見が23件あり、「過料や罰則」の7件も加えると、措置等に関するご意見が30件寄せられています。

対策の進め方については「福祉的な支援」に関する意見が21件あり、また、「迅速な対応」を求める意見が17件寄せられています。

いただいたご意見も参考にしながら、今後、更に条文案や対策の検討を進めていきます。

## (1) 条例の規定 (100 件)

主なご意見・ご提案の概要	本市の考え方
<b>条例全般 (26 件)</b>	
条例案に賛成します。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
条例案の目的、基本方針、措置などについて、全体的に適切な内容だと思います。	
当事者への支援、調査にあたっては、当事者の人権を守り、十分にプライバシーに配慮するよう、関係者の守秘義務を盛り込むこと。	個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、慎重に取り扱います。
条例案の名称をもうすこし分かり易い名称にしてもらいたい。	簡潔に分かりやすいものがよいと認識していますが、一方で法令として規定の内容を的確に表現することも必要であり、今後、法制的視点も含めて検討していきます。
<b>条例の対象 (14 件)</b>	
高い所（特にがけ地）での堆積土、木材などは行政の手で取り除ける条例も加えるべき。	現在検討中の条例案は、建築物等におけるごみをはじめとする物の堆積に起因する不良な生活環境、いわゆる「ごみ屋敷」を対象とするもので、がけ地については、がけ地現地調査や助成制度を活用した改善の促進、がけ崩れ発生時の応急措置など、総合的な対策に取り組んでいます。また、危険物については、消防法等により対応すべきものと考えています。
民家での危険物の放置なども厳しい対応を望みます。	管理不全な空家に対しては、空家対策の観点から、昨年5月に施行された空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促しています。
「ごみ屋敷」だけでなく、古い家屋も強制撤去できるよう条例化を検討してほしい。	管理不全な空家に対しては、空家対策の観点から、昨年5月に施行された空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促しています。
ごみ等の堆積物のほか、敷地内の雑草、樹木の枝なども対象にしてほしい。	現在検討中の条例案の対象については、悪臭や害虫の発生、火災や崩落など周辺住民の財産のみならず、生命身体にまで危害が及ぶおそれがある「ごみ屋敷」にまず対応していくことが必要であると考えています。
「ごみ屋敷」の定義をどのように定め、市民に周知するのか。	「ごみ屋敷」に該当するかどうかの具体的な判定基準については、現在検討を行っているところです。
<b>市民の責務、地域や関係機関との協力 (14 件)</b>	
「ごみ屋敷」問題を解決するには、行政と地域住民の団体である「町内会又は、自治会」等連携が重要。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。
住民の協力も必要で、市民の責務も書かれているので、周知徹底が必要。	条例の施行に際し、広報よこはま等により、市民の皆様に広く周知したいと考えています。
市民が互いにごみの廃棄物などに対する環境保全意識を高めるような案を入れ、安心して暮らす地域に資するようお願いします。	堆積者だけではなく、全ての市民の責務として、居住し、又は所有・管理する建築物等が不良な状態にならないよう努めていただくことを条例案に盛り込む予定です。
<b>費用負担 (8 件)</b>	
費用負担は、できる限り当事者負担とする。	本人同意に基づく撤去等の支援に要する費用については、公平性の観点から、堆積者の自己負担を原則として考えていますが、本市のごみ処理制度等における費用減免の考え方を参考にして、経済的、身体的、精神的事由等がある場合には、その費用を減免する必要があると考えています。
行政代執行は最後の手段であるが、『発生させた堆積者が行うことを基本とする』に基づき、差し押さえ等の強制的手段を盛り込むべきである。	代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
経済的、身体的・精神的事由に該当する場合には費用を減免するとあるがその基準などは存在するのか。（例：所得が～以下など）	費用の減免事由については現在検討を行っているところですが、本市の既存のごみ処理制度等における減免事由も参考とし、生活保護受給世帯などの経済的事由のほか、各種福祉サービスの利用状況、福祉的事情などを総合的に勘案することを想定しています。

主なご意見・ご提案の概要	本市の考え方
<b>各種調査、立入調査（8件）</b>	
住居不可侵の原則は分からぬわけではないが、ある程度、強硬に対応することも必要。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
住民から行政へどのようにすれば、行政として「調査等」の必要性の判断をするのですか。	地域等から区役所に相談等があった場合、区役所職員が現地確認を行います。その内容を基に、区が必要と判断した場合には、親族関係の調査等を含め、必要な対策を行っていきます。
<b>措置（指導、勧告、命令、代執行）（23件）</b>	
代執行を強力に進めるべき。ごみが山積みになってからでは大変。費用の請求も難しいので、規模の少ないうちに代執行に移るべき。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。
「勧告」「命令」「代執行」は行政しか出来ないので絶対に法整備が必要です。近所の住民が第一の被害者である事を忘れぬよう、「住みやすいヨコハマ」を目指してください。	現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
個人としては限界がある。行政等の指導で強制的に対応させるような「仕組み」を構築してほしい。	
行政代執行は盛り込まないこと。	
措置の指導で書面により指導するとあるが、書面だけではなく、実際にその場所に行き、指導するべきではないでしょうか。	条例に基づく指導については、骨子案にお示しいたしましたとおり、書面により行うことを想定していますが、条例に基づかない事実上の行政指導については、口頭で行うことも想定しています。
<b>過料や罰則（7件）</b>	
命令を聞かない堆積者に対する罰則を盛り込むべき。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
罰金や過料は必要ない。	

## (2) 対策の進め方 (70件)

主なご意見・ご提案の概要	本市の考え方
<b>福祉的な支援 (21件)</b>	
一番重要なのは、「ごみ屋敷」の住人の身体的・精神的な状況を的確に判断し、温和に問題を解決すること。横浜市の基本的な考え方である『当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進める』ことが最良の方法であると考えます。	「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行うとありますか、具体的にどのような支援をするのでしょうか。	地域の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、定期的な訪問や継続的な支援等を行っていきたいと考えています。
福祉的観点から、「精神科医」、「臨床心理士」など専門的な意見も含める必要がある。	「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。必要に応じて専門家からの助言もいただきながら、個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
「ごみ屋敷」の問題は片付けではなく、その人の治療や繰り返さないことだと思います。片付けても繰り返すのなら税金の無駄遣いであり、片付けた後どうサポートするのかを決めてから行ってください。	「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
<b>対応窓口・体制 (10件)</b>	
市、区の担当部署をどのように定め、周知するのか。窓口を一本化することが必要ではないでしょうか。	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定するとともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
条例施行にあたっては、専任の一般職員・保健師とともに複数配置すること。	今年度から、健康福祉局福祉保健課に専任係長1名、社会福祉職1名を配置しました。今後も状況を見ながら、職員の配置について検討していきます。
<b>迅速な対応 (17件)</b>	
まず調査に出張して現状確認を早く。不在でも再訪予定または関係庁舎に出頭する、手紙を投函するなど、方法はいくらでもあるはず。	各区に「ごみ屋敷」問題に関する対策連絡会議を設置し、個々の事案の状況に応じた対応を行っていきます。
問題が発覚しても解決に数年～数十年かかるケースがあるが、その間、周辺住民が多大な迷惑を被っている。こういう事を解消してほしい。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。 本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
<b>予防や再発防止 (15件)</b>	
ごみ撤去後の居住者が再度「ごみの堆積」「ごみの収集」を行わないよう精神的なフォローが不可欠。	行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。ご意見も踏まえ、支援に「再発の防止」を明記することを検討したいと考えています。
「2 目的」の内容には発生や再発の防止を図るために支援を行う等の旨が記載されているが、「6 支援」にも継続的な支援・見守りによる再発の防止を加えた方がよい。	
<b>その他対策 (7件)</b>	
「審議会」のメンバーは、透明性、中立性を確保できるよう選任する。案件ごとに、該当地域の民生委員などに一時的に委任するなど、堆積者の継続的な支援にも配慮する。	審議会の委員の具体的な人選等は、今後条例の施行までに検討していく予定ですが、専門的な意見を頂戴できる委員を選任したいと考えています。

参考資料

NO.	意見の内容	本市としての考え方
	<b>総合計</b>	179
	<b>条例全般</b>	26
1	条例案に賛成します。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
2	条例案の骨子に同意します。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
3	「ごみ屋敷」当事者が財産と主張し、市に対して損害賠償請求したり、同様の事項が繰り返し行われることがあり得るが、公共の福祉的観点からやむを得ない措置として条例提出は必要です。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
4	条例案の目的、基本方針、措置などについて、全体的に適切な内容と思います。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
5	私はお片付けを仕事にしています。片付けられない、捨てられない方や、遺品整理等の撤去作業も行っています。今回の「ごみ屋敷」対策のための条例には大賛成です。片付ける事は本人が嫌がったとしても、ご本人のためになる事として行う事が必要です。モノが溢れても、悪臭や虫が沸いても、本人が良いのなら良いじゃないか、仕方ない、では解決には進みません。自殺しようとしている人を止めるのが当然なように、「ごみ屋敷」を止めるのも当然と考えます。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
6	どう見てもごみなのに所有者の財産と認めている間は、絶対進みません。メディアで見て感じることは、常識では財産と言えないものも法律内で大事に保護されてしまうなんて。ですので、強硬な手段を取れる法がなければ解決しないと思います。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
7	全国的にも問題になっており、短期間で強制撤去が早急にできるように条例化してほしい。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。

8	<p>数年前から区役所にお願いして動いて頂いていますが、人権問題など複雑な問題が絡んで困っています。状況は、部屋の中は足の踏み場もないそうです（中を覗いた人の言ですが、家族に会いに行っても、間違なく居るにも関わらず出てきません）。問題は家庭内のごみ問題よりも、居住者の共用部分であるエレベーターホールの約半分が、ごみの山になっていることです。注意をすると激昂してどうにも始末に負えない状態です。周りの住民から何とかして下さいと言われ続けています。管理組合と相談の上、区役所に相談、担当者の方に何度も来て頂いて説得をお願いしましたが、本人の精神状態が異常で、医師の言うことも聞かないので、区役所の担当者も困り果てている様子です。警察署や、消防署の指導も仰ぎましたが、（防災上からも可燃物が大量に積み上げられているのは危険であるため）何の変化もありません。強制撤去以外に方法はないのではないかと思います。日増しにごみが増えている状況です。早急にこのような状況に対応できる条例を作つて頂きたいと思います。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
9	<p>本市の取組の基本的な考え方として当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進めるとあるが、高齢者の増加に伴い「ごみ屋敷」も増加すれば、人員や時間、金銭などのコストが多くかかることが懸念される。ごみの処理を第一の目的とするならば、福祉的な支援に重点おくことは好ましいとは言えず、今後の財政を圧迫するようであれば、福祉的な支援に重点をおくよりも、周辺住民の生命・財産にさらなる影響を及ぼさないためにも現状の「ごみ屋敷」の問題の解決に重点を置くべきではないかと考えた。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
10	<p>個人の敷地内であり、現状の法律で規制するのは難しいと思われます。</p>	<p>現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
11	<p>市が本気で改善する気があるなら「必要な新しい法令」を策定し実行してもらいたい。市の認識である「対応できる範囲に限界がある」などと言い訳せず、自治会町内会を機能させるなどして問題解決に前進するべき。市の行政執行権は絶大なものがあるはず。これを最大限駆使して良識ある地域住民の生活環境改善に努力してください。一部の不心得者のために多数の住民が迷惑をこうむっている現実に目を向けてください。期待しています。</p>	<p>現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
12	<p>「ごみ屋敷」対策は、衛生、防災、美観など、あらゆる面から迷惑物件であり、早急に条例を制定する必要がある。本案は全面的に賛成である。</p>	<p>条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。本年9月の市会定例会に提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。</p>

13	<p>「ごみ屋敷」は、社会的問題で、各地の「ごみ屋敷」がメディアでも取り上げられ、話題になる問題なので、横浜市が取り組もうとしていることには賛成です。私も環境事業推進員になって15年を超ましたが、推進員になってばかりの時に、町内に「ごみ屋敷」があり住人の方が亡くなつたこともあります。それはそれはすごい状況で片づけの最中になづみが出たり、一日がかりでものすごい量のごみを片づけました。近隣は匂いや害虫に悩んだことだろうと思うので、そのような状況になる前に、片づけられていれば本当はよかつたのに、と思いました。私が経験した例は、今回の条例ができれば、その中で解決できたのかもしれませんと思います。</p>	<p>条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。本年9月の市会定例会に提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。</p>
14	<p>マスコミで報じられている様なごみを持ち込み堆積するケースは、近隣地域では見当たらないものの①高齢者・一人暮らし・身障者等本人自身がやりたくともできないケース②身近なケースでは空地の草木放置も枯れると火災の原因、樹木の倒壊の危険となる③居住者本（人）のごみ持ち込みのケース（悪臭・火災の恐れ）。これらを同類処置とせず、それぞれケースに合った条例化に十分配慮を望む。</p>	<p>「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解消しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
15	<p>&lt;取組の基本的な考え方&gt;は、これでいいと思う。一行政が条例案として出す以上、「措置」についても、明文化するのは必要な流れだと思う。問題は、社会の方に、堆積者本人を頭から悪者だと決め付けてしまうムードが漂っていて、幅を利かせている感があること。マスメディアやネットメディアにおいても、その向きが強い。「措置」③、④が必要そうなケースでも、指導・勧告・命令そのものに「ズレ」や「ブレ」が無いか慎重な検討は必要だと思う。⑤に至る必要性があったとして、堆積者本人の心的・精神的ダメージは無視してはならないし、そもそも初めから社会的排除的な事しか考えないならば、それは危険もある。周辺住民もそうだろうが、本人だって困っている筈なのだ。</p>	<p>「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解消しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
16	<p>条例素案の早期成立と執行をお願いします。</p>	<p>本年9月の市会に提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。</p>
17	<p>個人の所有物等法的な問題はあると思うが、一日も早い制定を。</p>	<p>本年9月の市会に提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。</p>
18	<p>おおまかな検討しかできませんでしたので、条例を作り、再度意見を市民の方々から収集されることをお願いします。</p>	<p>条例制定後も、市民の皆様からご意見をいただきながら、取り組みを進めていきます。</p>
19	<p>当事者への支援、調査にあたっては、当事者の人権を守り、十分にプライバシーに配慮するよう、関係者の守秘義務を盛り込むこと。</p>	<p>個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、慎重に取り扱います。</p>
20	<p>条例案に賛成です。速やかに条例が施行されることを願っています。</p>	<p>本年9月の市会定例会に提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。</p>
21	<p>条例案の名称をもうすこし分かり易い名称に。「ハマごみプラン」、「「ごみ屋敷」検討～」</p>	<p>簡潔に分かりやすいものがよいと認識していますが、一方で法令として規定の内容を的確に表現することも必要であり、今後、法制的視点も含めて検討していきます。</p>
22	<p>対象者の個人情報、財産権に関わること、連絡者（通報者）の個人情報の秘匿、対象か否かの公正な判断などを考慮した連絡手順と運用規定</p>	<p>個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、慎重に取り扱います。また、具体的な運用規定などについては、現在検討を行っているところです。</p>

条例全般		26
23	生活環境の悪化を防止することでも制度化には賛成です。近隣に居住していても話合える雰囲気ではないため、近隣同士では解決は難しいと思う。	現在検討中の条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。地域の皆様や関係機関等のご協力をいただきながら、定期的な訪問や継続的な支援等を行っていきたいと考えています。
24	告発者、通報者のプライバシーを守ることを条例に盛り込んでほしい。	堆積者にアプローチする際、通報者等の名前を出すことは想定しておりません。個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、慎重に取り扱います。
25	故意にごみをためてしまう、一種の病気のような悪質な場合どこまで踏みめるのか、疑問です。「ごみ屋敷」があることで、個人の財産が守られず、そこに住めなくなることがないように、法整備は是非行って頂きたいと思います。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。また、個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。
26	概要骨子に賛成です。当地区ではこの「ごみ屋敷」の問題についてのトラブルはないと思っていますが、このような問題は市条例でなく、もっと広域な県条例にはならないのでしょうか。（私にとってはどちらでも構わないのですが）	現在検討中の条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。「ごみ屋敷」の解決を図るために、ごみを片付けるだけではなく、当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点を置いて取り組むことが必要です。こういった生活に密着し、住民に寄り添った施策は、住民の皆様にとって最も身近な存在である基礎自治体が、各自治体により異なる実情に合わせてしていくことが適当と考えています。

条例の対象		14
27	「ごみ屋敷」だけでなく、最近話題となっている古い家屋で木造で6か月以上居住していない建物についても火災発生にならないよう強制撤去できるよう条例化を検討してほしい。	管理不全な空家に対しては、空家対策の観点から、昨年5月に施行された空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促していきます。
28	昨年より、横浜市環境事業推進委員をさせていただけております。「ごみ屋敷」には該当しないかもしれません、当方の住むマンションは、病院のすぐそばですが、当病院の駐車場近くに空家があり、少なくとも10年くらいは放置された状態です。直接的な被害を受けているわけではありませんが、このままでよいのだろうか、と疑問や心配があります。犯罪や不法投棄に利用される可能性もゼロではないはずです。駐車場の奥にあり、通りからは見えないため、対策がなされないままかもしれないと思い、連絡させていただいた次第です。	管理不全な空家に対しては、空家対策の観点から、昨年5月に施行された空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促していきます。
29	ごみ等の堆積物のほか、敷地内の雑草、樹木の枝なども対象にしてほしいと思います。	現在検討中の条例案の対象については、悪臭や害虫の発生、火災や崩落など周辺住民の財産権のみならず生命身体にまで危害が及ぶおそれがある「ごみ屋敷」にまず対応していくことが必要であると考えていますが、「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースには、「ごみ屋敷」対策として取り組んでいく必要があると考えています。
30	対象に、道路にはみ出した木・枝等がないようですが、別の条例があるのでしょうか。	現在検討中の条例案の対象については、悪臭や害虫の発生、火災や崩落など周辺住民の財産権のみならず生命身体にまで危害が及ぶおそれがある「ごみ屋敷」にまず対応していくことが必要であると考えていますが、「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースには、「ごみ屋敷」対策として取り組んでいく必要があると考えています。私有地に生えている木・枝等は土地の所有者の管理物のため、道路に隣接する個人宅から張り出した草木が原因（倒木等）で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合、土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。（参考民法第233条、第717条、道路法第43条）
31	民家での危険物の放置なども厳しい対応を望みます。	現在検討中の条例案は、建築物等におけるごみをはじめとする物の堆積に起因する不良な生活環境、いわゆる「ごみ屋敷」を対象とするもので、危険物については、消防法等により対応すべきものと考えています。
32	高い所（特にがけ地）での堆積土、木材などは行政の手で取り除ける条例も加えるべき。	現在検討中の条例案は、建築物等におけるごみをはじめとする物の堆積に起因する不良な生活環境、いわゆる「ごみ屋敷」を対象とするもので、がけ地については、がけ地現地調査や助成制度を活用した改善の促進、がけ崩れ発生時の応急措置など、総合的な対策を取り組んでいます。
33	悪臭・害虫等が出るのは時間の問題と分かっていても、実害が表面化するまで条例の適用を待たなければならないケースもある。そして条例案の骨子『3対象』に「著しく景観を損ねるもの」も追加し、迅速な対応へ活かす。	現在検討中の条例案は、悪臭や害虫の発生、火災や崩落など周辺住民の財産権のみならず生命身体にまで危害が及ぶおそれがある「ごみ屋敷」に対応していくもので、良好な景観の確保のみを目的として対応することは想定していません。
34	発生源が庭木に起因するケースも対象としてください。落葉が公道、離接地まで堆積している、隣の屋根や公道に大きく被っている、樹木が生茂り、火災発生時に危険である。	現在検討中の条例案の対象については、悪臭や害虫の発生、火災や崩落など周辺住民の財産権のみならず生命身体にまで危害が及ぶおそれがある「ごみ屋敷」にまず対応していくことが必要であると考えていますが、「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースには、「ごみ屋敷」対策として取り組んでいく必要があると考えています。

条例の対象	
35	「ごみ屋敷」の定義をどのように定め、市民に周知されますか。
36	強制執行も加えるべきです。私のように、ごみ拾い掃除枝切り剪定伐採している人たちが、やりやすくするために、空き地に対し、自由自在に、枝切り伐採剪定が出来る様に許可し、逮捕しないようにする。
37	3項の「対象」は、悪臭、害虫、火災だけでなく、地域の犯罪、（特に空き家の場合には）テロ組織にも関係すると思います。
38	1軒家の対策はもちろんですが、集合住宅のことも考えていただければと思います。
39	条例の対象を私道及びマンション団地の共用部分にも対応できるようにして欲しい。
40	「ごみ屋敷」問題の解決に向けての条例制定に異論はないが、その効力を発揮させるためにも、骨子③の対象の判定が人によってあいまいな解釈になりそうな点

41	リーフレットの条例案の骨子の4の基本方針のウに、堆積者が不良な生活環境の解消を自ら行うことが困難な場合には、本市、地域住民、関係機関、その他の関係者が協力して…とあるが、同項目のイで、「ごみ屋敷」状況の発生原因として地域社会における孤立その他の生活上の諸課題が背景にあることを踏まえ…と記してある点と矛盾しているのではないだろうか。もし、堆積者が地域共同体からの疎外感、孤立感を感じていることが原因で、堆積者の家が「ごみ屋敷」化しているのであれば、堆積者の生活環境の解消に地域住民が参加することは、堆積者の精神状況を悪化させ、「ごみ屋敷」化をより深刻化させるだけではないだろうか。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。
42	5本市の責務にもう一つ加えて、市は調査をするだけでなく、地域住民に情報を求め、住民の声を積極的に聞き入れる。→地域のことを一番わかっているのはそこに住んでいる住民であるので、市は自ら調査するだけでなく、その住民からの堆積物がある建物に関する情報や声を積極的に聞き入れることも責務の1つとする必要がある。積極的に聞き入れ、言いやすい状況を作ることで、協力関係を築いていくことができると考える。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。
43	80歳代に近づくと、片付けようと思っても片付けられない。この段階でどう対策をとるのかと言うことも大切ではないでしょうか。民生委員がどこまでの役割なのかわかりませんが、行政の援助も必要ではないでしょうか。「ごみ屋敷」が町内にあるかどうかの調査等は、行政と自治会が協力しあって調査していく。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。
44	自宅の近隣に「ごみ屋敷」があり、物の堆積等により、鳥（カラス）等が飛来し糞害が自宅敷地内に発生しています。又隣敷地内で大小便をし、自宅から見えてしまうことがあります。妻が民生委員をしていますが、1人暮らしにもかかわらず、見回りを拒否している為、話しをすることができず、現在に至っています。以前、区職員の指導がありました。また元の「ごみ屋敷」に戻ってしまいました。隣宅からの陳情を受け、自治会、区による定期的な指導・支援ができる体制作りを希望します。自宅内のごみの撤去・清掃を実施し、自宅内のトイレが使用できるような指導も必要。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。
45	「調査等」開始の判断条件として個人の通報では、行政として住居不可侵の原則がネックとなり、堆積者と周辺住民のトラブルの調整で行動に移せないと思いますため、個人より地域の「町内会又は、自治会」等の団体より行政への通報であれば地域住民の総意であり、環境悪化等の判断が可能ではないかと考えます。「ごみ屋敷」問題を解決するには、行政と地域住民の団体である「町内会又は、自治会」等連携が重要で代執行をする前に地域住民の団体で話し合いが出来ればよいのでそのためには、行政の支援が必要であるため話し合いのための「調停役」を行政が出来る組織に検討して貰えればと考えます。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。また、個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。
46	自治体や民生委員が監視員になり、近親者を含めての折衝を行う。近親者がいない場合、市民後見人含めて後見人を立てて折衝。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。また、個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。
47	民生委員・社会福祉関係者をその任務に就かせることが出来ないだろうか(市・区の職員は制約がありすぎて臨機応変に行動出来ない)。役所内部署の情報共有が閉鎖的である。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。また、個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。

市民の責務、地域や関係機関との協力		
48	「ごみ屋敷」対策条例ありがとうございます。近隣トラブルのもとで、本人同士では解決できないことが多くあるので、行政がリーダーシップを取ってどんどん進めてもらいたい。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたいと考えています。また、個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。
49	後期高齢者で居宅が自己所有の場合は、近親者に責任を負ってもらう。	不良な生活環境の改善は、発生させた堆積者が行うことを基本としますが、近親者等へのごみの撤去をお願いすることも想定しています。
50	「調査」は堆積者は勿論、その隣人に対しても必要。「指導」は、堆積者、親、近親者にも必要。堆積者に対する注意とか説得はまず親、近親者から始めると良いですが、近親者からも見放されているケースあり得るので考慮する。	不良な生活環境の改善は、発生させた堆積者が行うことを基本と考えていますが、近親者等にごみの撤去を要請することも想定しています。
51	現状では「ごみ屋敷」になってから問題化しており、元である当事者の性格性、精神面、生活状況に原因があると思います。早期の予防は本人に関わるケースワーカー、民生委員、周辺住民の連携により、外出の機会や本人と他の人との交流づくりなど本人を取り巻く人間関係を作り上げていくことが予防につながると思います。無論、人と人間関係を結びたくないと考える当事者へも関わっていく専門職などがこまめに訪問することも重要で、さらには「ごみ屋敷」になってしまった人へも同様の対応が必要だと思います。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めています。
52	治療が終わったらその人がその場所に戻ることを約束してください。地域は、片付いたら追い出します。横浜市がその人を追い出すお手伝いはしないでください。地域を巻き込んだサポート体制を作ってください。	行政だけではなく、関係機関や地域の皆様のご協力も得て、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきたいと考えています。
53	行政指導について、「ごみ屋敷」とわかるまで、日頃の地域での関わりがないと、難しいのかなとも思います。一軒家で家からごみがはみ出す位の状況になると、近隣の生活環境は最悪な状況だと思います。この条例は、生活者住民の協力も必要で、市民の責務も書かれているので、周知徹底が必要かと思いました。	条例の施行に際し、広報よこはまやウェブページ等により、市民の皆様に広く周知したいと考えています。
54	市民が互いにごみ廃棄物などに対する環境保全意識を高めるような案を入れ、安心して暮らす地域を資するようお願いします。	堆積者だけではなく、全ての市民の責務として、居住し、又は所有・管理する建築物等が不良な状態にならないよう努めていただくことを条例に盛り込む予定です。

費用負担		8
55	堆積者のゴネ得にならないようにすべきだと思います。	本人同意に基づく撤去等の支援に要する費用については、公平性の観点から、堆積者の自己負担を原則として考えていますが、本市のごみ処理制度等における費用減免の考え方を参考にして、経済的、身体的、精神的事由等がある場合には、その費用を減免する必要があると考えています。なお、本人の同意が得られず代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
56	費用負担は、できる限り当事者負担とする。	本人同意に基づく撤去等の支援に要する費用については、公平性の観点から、堆積者の自己負担を原則として考えていますが、本市のごみ処理制度等における費用減免の考え方を参考にして、経済的、身体的、精神的事由等がある場合には、その費用を減免する必要があると考えています。なお、本人の同意が得られず代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
57	撤去費用は本人負担となっているが、実際には支払い能力がないのでは。撤去費用を税金で担うのはいかがなものか。	本人同意に基づく撤去等の支援に要する費用については、公平性の観点から、堆積者の自己負担を原則として考えていますが、本市のごみ処理制度等における費用減免の考え方を参考にして、経済的、身体的、精神的事由等がある場合には、その費用を減免する必要があると考えています。なお、本人の同意が得られず代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
58	「ごみ屋敷」状態の解決にあたって、経済的支援を設けること。	本人同意に基づく撤去等の支援に要する費用については、公平性の観点から、堆積者の自己負担を原則として考えていますが、本市のごみ処理制度等における費用減免の考え方を参考にして、経済的、身体的、精神的事由等がある場合には、その費用を減免する必要があると考えています。なお、本人の同意が得られず代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
59	行政代執行は最後の手段であるが、『発生させた堆積者が行うことを基本とする』にもとづき、血税投入の場合は対象者の財産調査・差し押さえ等の強制的な財源確保手段を盛り込むべきである。	代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
60	強制執行でも自力で社会復帰が望める者には撤去費用は分割でも徴収する決まり。生活保護世帯に関しても、保護費から差し引くような決まり。	代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
61	悪質なケースで（特に企業等）やり逃げで税金をかけて処理する事のない様に切に望む。	代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
62	リーフレットの条例案の骨子の6の支援のウに、撤去等の支援に際し必要となる費用は、堆積者が負担することとするが、経済的、身体的・精神的事由に該当する場合…とあるがその基準などは存在するのか。（例：所得が～以下など）	費用の減免事由については現在検討を行っているところですが、本市の既存のごみ処理制度等における減免事由も参考とし、生活保護受給世帯などの経済的事由のほか、各種福祉サービスの利用状況、福祉的事情などを総合的に勘案することを想定しています。

各種調査、立入調査		
63	立入調査について、住居不可侵の原則にとらわれず強制的に立入調査ができるようすべき	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵害されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
64	立入調査が住居不可侵の原則は分からぬわけではないが、ある程度、強硬に対応することも必要かと思われる。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵害されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
65	「ごみ屋敷」等については、住居不可侵の原則がネットとなり、堆積者と周辺住民のトラブルがニュースで報道されていますので今回の条例を検討する際に行政が「調査等」の開始する際の「立入調査」が可能の条件をどのようにするのですか。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵害されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
66	対象となっても、調査の段階で本人の拒否を重んじるようでは、弱腰だと思います。立ち入れる権限を設定すべきです。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵害されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
67	立ち入り調査について、所有者の拒否には立ち入ることができない点留意が必要あるが、現在における実情では、現実的に所有者保護になりすぎると思われます。個人の尊厳は守る必要がありますが、時と場合によります。法があるからといって条例なりで現実に見合う生活者の世の中に合わせて変更せざるを得ないのではないかと思います。迷惑を余儀なくされている多数のモラルある周辺住民との均衡を考慮して実行可能なもとやりやすいような（立ち入りが即可能にできるように）条例にしていただきたいと思います。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵害されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
68	本人が拒否しても強制的に立ち入る様にしないと効果がないと思います。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵害されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
69	立ち入り調査、まずは部屋の中を見ることからです。拒否しても中を見させていただきたい。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵害されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。

**各種調査、立入調査**

8

70	「調査等」開始は、周辺住民の生活環境の悪化等の条件下となると思いますが、この場合に住民から行政へどのようにすれば行政として「調査等」の必要性の判断をするのですか。	地域の皆様から区役所に相談等があった場合、区役所職員が現地確認を行います。その内容を基に、区が必要と判断した場合には、親族関係の調査等を含め、必要な対策を行っていきます。
----	---	---

## 措置（指導、勧告、命令、代執行）

23

71	<p>今、私はマンションの管理組合の理事をしています。共用部分（エレベータホールに私物を大量に置き、そこに居座っています。住民からは、エレベータホール前の私物は安全上又火災上良くない。怖くてエレベータでその階に降りられないと言われています。安全上問題あるとの事で、消防にチェックして貰い、消防法違反の指導がありましたが効果がありません。区に陳情書（要望書）でお願いし、区役所の人及び民生委員と一緒に対応に当たっていますが効果がありません。何とかエレベータ前の私物放置（占拠）を強制的に廃棄出来ないか。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
72	<p>排水管の工事がありまして、全住戸をしなければならない工事がありました。ごみの山で全く出来そうもなく、何とか対応をお願いしましたがニッチもサッチもいかず、非常に苦労しました。ほんの短い距離でしたが工事するのに非常に苦労しました。怖いのは、配線などが荷物の下で火災が非常に怖いです。夏になれば、虫が発生して周りの人も困っています。指導、勧告、警告、撤去し、家の中も安全上問題なため、指導出来ないものか（度重なる指導）。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
73	<p>7 「措置」のプロセスは、機敏に行われることと、強制力を強めることが肝心と思います。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>

## 措置（指導、勧告、命令、代執行）

23

74	<p>条例をしっかりと決めることは賛成です。勧告程度で問題が解決できないのが現状だと思います。代執行を強力に進めるべきと考えます。ごみが山積みになってからでは大変。費用の請求も難しいので、規模の少ないうちに代執行に移るべきと思います。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
75	<p>基本方針で、解消「支援」という考え方があるようですが、高齢等でできない人を除いては基本的に無理だと思う。普通の市民がごみと考えるものを財産と言う者もいる。地域の一定数の賛成があれば、もっと強権を発動できるようにした方がよいと思う。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
76	<p>住民は、地域住民との良好な生活環境の維持に努めること。そのことが地域社会を形成していくものと考えます。自由や個人を尊重するあまりモラルが守られない時代になっています。一方、行政は民事不介入の原則があります。しかし、モラルの多様化により解決が困難な状況も生じています。イメージ図より周辺住民の生命・財産に危険が生じるおそれが高い場合とは一般の家庭ごみを想定して見ると、家の周りに積上げられたり、可燃性がある場合と考えられ、屋内にため込む「ごみ屋敷」はレベルが低く、手つかずとなる恐れがあります。当事者に寄り添い福祉的な支援も必要ですが、事象を開拓する強制な指導、撤去が基本でなければ環境は改善されません。また、代執行の項で「著しく公益性に反すると認められるとき」もハードルが高いと思います。自治体の代執行を実行した例では、道路や河川の不法占拠を耳にします。民間の所有物への代執行は聞いたことがありません。しかし、「ごみ屋敷」問題は地域住民の生活環境の保全のため解決しなければなりません。時代にあった条例や規則の制定が急がれます。また住環境が改善され住みやすい地域ができますことを念じております。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>

## 措置（指導、勧告、命令、代執行）

23

77	<p>行政代執行においても、止むを得ない場合はあるものであり、他のものが批判できる状況ではなく広域な模範と常識の上にいかなるマスコミの報道にも堪えうるものであると思われます。片付けるのにできない状況の立場にあるものには手を差し伸べる必要はありますし、人には他者にはわからない病気も持っているかも知れない等、計り知れない事情はあると思われますから資金の提供も止むを得ないでしょう。それでも周辺の環境を守ることのほうがずっと大切だと思います。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
78	<p>「ガマン」幼少期に身についた感覚の反動が経済の発展により「自由にものが買える」時代になり欲しい物を見かけるとつい手が出てしまうようになり自分の部屋は「「ごみ屋敷」状態」です。ノーベル賞受賞の「もったいない！」精神が身について「将来起こりうる災害対策」とあいまって「今使えなくても何かで使えるようになる」だから捨てないでとつておこう・・・今巷で話題の「「ごみ屋敷」の住人の考え方の中に同じような感覚があるとしたら。」・・・反面、近所の住民に不快な思いをさせ迷惑をかけているのは事実です。又子供たちへの教育上もいい事ではありません。しかし町内会としての対応は「個人のプライバシー」問題からも対応しかねているのも事実です。やはり「行政」に頼らざるを得ないようです。とはいっても事務的に「調査、指導、勧告、命令、代執行」にならないようにそれぞれの段階で話し合い納得の上で次のステップに移行するようお願いします。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
79	<p>「勧告」「命令」「代執行」は行政しか出来ないので絶対に法整備が必要です。行政は近所住民が第一の被害者である事を忘れぬよう住環境を守って下さい。「住みやすいヨコハマ」を目指してください。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>

措置（指導、勧告、命令、代執行）		23
80	代執行においては、撤去について強制力が発揮できる力を確保してほしい。「手を打つてのだけど、中々難しいのです。」とならないよう、歯止めを設けて欲しい。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
81	家族構成夫、妻（本人）、息子2人妻が主導権を握っている状況。一般的にごみとして扱う物品も、妻から見ると「ごみではない」とのこと、スーパーなどで使用している「レジ袋」に入れたものが、家中に散乱しており、人が通る通路分のみが開いている状況階段も同様で、壁伝いには袋を積み上げている状況。夫がたまに片付けると妻が「なんで捨てるの。馬鹿かおまえは」と大声で怒鳴る状況。家の中は、上記の状況であるが、敷地内に関しては、玄関先、隣家側の通路などにも、ごみが散乱。最近は外回りは昔に比べて片付いている状況。本人に片付けるよう忠告したが何を言われても対応することは無かった。なお、植木などの大きなものが廃棄される場合は自治会としては運搬の支援をしています。このような状況なので、どのようにして対応させるかが判らないというよりも個人としては限界である。行政等の指導で強制的に対応させるような「仕組み」を構築してほしい。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするのですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
82	行政代執行は盛り込まないこと。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、強権的な措置も講ずることができるようにするのですが、強制的に個人の所有物を撤去するという手法には法的な制約もあることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
83	7措置②指導書面又は口頭で指導を行う。→調査の時にごみの程度がどのくらいなのかで、書面又は口頭のどちらかを判断し、堆積者に伝える。ごみの度合いがひどい場合には、書面と口頭で伝える。	条例に基づく指導については、骨子案にお示しいたしましたとおり、書面により行うことを想定していますが、条例に基づかない事実上の行政指導については、口頭で行うことも想定しています。
84	7措置の指導で書面により指導するとあるが、書面だけではなく、実際にその場所に行き、指導するべきではないでしょうか。	条例に基づく指導については、骨子案にお示しいたしましたとおり、書面により行うことを想定していますが、条例に基づかない事実上の行政指導については、口頭で行うことも想定しています。

## 措置（指導、勧告、命令、代執行）

23

85	<p>7措置の④⑤の部分で堆積の状態の基準が不明確であるため、道路に堆積物がどのくらいはみだしているかなどの基準をいくつか設け、当てはまった数に応じた対応をすることにした方が良いのではないかと考えました。不明確である行政の判断のみになってしまうため、市民の方により分かりやすい基準を設けた方がよいのではないかでしょうか。</p>	<p>具体的な対応は個々の事案によって異なるものと考えていますが、命令・代執行については、周辺住民の財産のみならず、生命身体にまで危害が及ぶおそれがある事案が対象となるものと考えています。</p>
86	<p>7措置⑤の代執行についてです。問題点：「著しく公益に反する」→基準が不明確では。改善策：これは臭いのレベルをつくって足し算をして総合評価します。そして、基準を超えた場合に著しく公益に反するとします。行政代執行法において、代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」と規定されているが、こちらもきちんとした基準を作るべき。上の1点目で、基準を作成し、4段階ぐらいで設けるとしたがこれは明確にしないといけなくて、基準を超えた時に、「著しく公益に反する」に該当するのではないかと考えた。</p>	<p>具体的な対応は個々の事案によって異なるものと考えていますが、命令・代執行については、周辺住民の財産のみならず、生命身体にまで危害が及ぶおそれがある事案が対象となるものと考えています。</p>
87	<p>7措置③の勧告という言葉について。これに関してなのですが期限が不明確ではないのかと思いました。改善策はごみ屋敷の荒れ具合により、基準を作成し、期限の長さを求めるということです。荒れ具合の基準は①道路に何センチはみだしているか。これは車1台が通れるかを基準とする。②火事の原因になるごみはないか。と言うものでこれは目視で確認します。③害虫の沸き具合これは家に入る必要はなし。④臭いの度合。これは測定器を使います。⑤周辺住宅の景観を損なってないか。等で決める。これは目で確認します。この1から5はそれぞれを点数化するものです。1から5に当てはまらないものは特記事項として市長の裁量に任せるものとします。</p>	<p>具体的な対応は個々の事案によって異なるものと考えておらず、一律の期限を設定することは考えておりませんが、勧告や命令を行った際も、引き続き堆積者に対する説得等を行っていくことを想定しています。また、いわゆる「ごみ屋敷」の判定基準に関しては、現在、具体的な判定基準の検討を行っているところです。</p>
88	<p>7措置の全体について問題点：全ての項目が「市長が～」で始まっている。ちゃんと市長が問題を把握しているか。広い横浜市において、①調査等から市長の許可が本当に必要なのか。改善策：区長にもある程度措置を行う権限を持たせる必要があると考えた。①調査等から③勧告までは、区長に措置を行う権限を持たせていいのではないかと考えた。どうしてそこまでにしたかというと、④命令からは強制力を伴う措置であるから、③勧告まで、区長に権限を持たせるのが良いのではないかと考える。</p>	<p>措置を市長の名前で行うこととしているのは、地方自治法第147条、148条等において、地方公共団体の長は、その地方公共団体を統轄、管理することが定められていることによるのですが、必要に応じ、権限の委任についても検討してまいりたいと考えています。</p>
89	<p>7措置の全体について問題点：全ての項目が「市長が～」で始まっている。ちゃんと市長が問題を把握しているか。広い横浜市において、調査等から市長の許可が本当に必要なのか。改善策：区長にもある程度措置を行う権限を持たせる必要があると考えた。理由は全て市長に委託すると区と市の情報共有の手間がかかるので一部は区に任せたほうが良いはずである。どうしてそこまでにしたかというと、命令からは、金銭的な問題が絡んでくる事を考えると、調査から勧告まで、区長に権限を持たせるのが良いのではないかと考えました。そして命令や代執行などの強制力の伴う措置は市長がやるべき。</p>	<p>措置を市長の名前で行うこととしているのは、地方自治法第147条、148条等において、地方公共団体の長は、その地方公共団体を統轄、管理することが定められていることによるのですが、必要に応じ、権限の委任についても検討してまいりたいと考えています。</p>

## 措置（指導、勧告、命令、代執行）

23

90	7措置③勧告④命令「～期限を定めて、～」この期限の間も市は、堆積者と積極的に関わりをもって、状況を把握し、声かけをしていく。→期限を定めた市は、その期限まで何もしないで見守るだけでなく、堆積者に対してアプローチをしていくことで、コミュニケーションがうまくとれるようになったり、堆積者もこのような措置に対して、理解をしてくれるようになったりする。そのために積極的に関わりを持っていくべきと考える。声かけは、期限の間に3回程度行う。	本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。具体的な対応は個々の事案によって異なるものと考えており、一律の期限を設定することは考えておりません。
91	7措置③勧告について問題点：「期限を定めて」一期限が不明確ではないか。改善策：ごみ屋敷の荒れ具合により、基準を作成し、期限の長さを決める。その基準とは→判断材料としては、①道路に何cmはみだしているか。②火事の原因になるごみはないか。③害虫の沸き具合④臭いの度合⑤周辺住宅の景観を損なってないか。⑥特記事項(①～⑤に当てはまらないもの)等で決める。	本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。具体的な対応は個々の事案によって異なるものと考えており、一律の期限を設定することは考えておりません。
92	措置の必要性の判断の明確化と具体例を挙げてほしい。	現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対して、最終的には、強制的な措置も講ずることができるようにするのですが、強制的に個人の所有物を撤去するという手法には法的な制約もあることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
93	行政代執行法は独自でもっと強力にする必要がある。	行政代執行法第1条において、「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる」とこととされており、条例において独自の規定を定めることはできません。

過料や罰則		7
94	福祉的立場からの取り組みはこの条例案でオーケーですが、そうでないケース、人の迷惑を無視する輩については、この条例の先に罰則に結び付くるルールがないと、「啓発活動」で終わってしまう「条例」になる恐れを感じます。一工夫してください。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
95	悪質なものについては、罰則規定もあって良いと思います。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
96	罰金や過料は必要ない。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
97	罰則としての過料は科さない。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
98	罰金を設ける、ごみ撤去後の一定期間の自宅訪問など何か再発への対策を講じるべきではないかと考えます。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
99	ごみ屋敷条例についてです。近隣の住民から対象となるごみ屋敷に対しての苦情等があった時には、その対象となる建物に対して地域で問題になっているという報告書・書面を送付し、自主的に改善に努めるよう促します。それから幾日か対象となる建物を観察し、改善の余地が見られない場合には措置を取るべきだと考えます。そこで、条例には存在しませんが、新たに罰金をとる条例を増やしたらいいと私は考えます。一口に罰金といつても払ってしまえば、何もものを言えなってしまいます。そこでただの罰金でなく、何度も取る形にします。最初は低めに設定し、回数が増えていく度に罰金を高くしていきます。そうすることで当人も払いたくないと思うと思います。しかし、経済上、払えない人が出てくるはずです。その場合に強要させても意味がないので、その当人の家族・親戚の方に連絡をとって代わりに払ってもらいます。そうすることで、家族・親戚の方が当人に力を貸し、ごみ屋敷改善につながるのではないかと思います。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
100	命令の時点で聞かない堆積者に対しては、罰金制度などを盛り込むべきではないでしょうか。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。

福祉的な支援	
101	堆積者へ福祉的観点から寄り添うとありますが、福祉局のみで十分でしょうか。「精神科医」、「臨床心理士」など専門的な意見も含める必要があるのでないでしょうか。
102	出来れば精神科医師か心理カウンセラーの協力または助言が必要。
103	ごみ屋敷の問題は片付けではなく、その人の治療や繰り返さないことだと思います。ごみを集める人は、統合失調症やADHDなどの発達障害。認知症の可能性がある可能性が高いと思われます。そのため、片付けても繰り返すのなら税金の無駄遣いであり、やめてください。片付けた後どうするか。治療をするのか。誰がサポートするのかを決めてから行ってください。
104	この条例は必要だと思いますが、専門的な援助、その人の人権、財産も守るように条例を制定してください。素人みたいな片付けをやる条例でないことを願っています。
105	「4. 基本方針のイ」に記してある「福祉的観点から堆積者に寄り添った支援」の具体例などはあるのでしょうか。私からと致しましてはカウンセリングでの心のケアを推奨したいです。もし、堆積者が地域共同体からの孤立が原因であったりもするのであれば遠くへ引っ越しをさせてあげて新しい環境へ行かせてあげたりすることもよいのでは無いかと思います。
106	条例案の骨子の4、基本方針イ『福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行う。』とありますが、具体的にどのようなことを考えていますか。私の意見として堆積者の中には、個人の何らかの出来事がきっかけで家に閉じこもってしまいごみを溜めてしまっているというケースもありうると考えます。そこで、まず堆積者のメンタルケアを行うことが大切だと考えます。また、カウンセラーの方に依頼をし、堆積者の方の話を聞きコミュニケーションを取り堆積者の方がごみを片付けようと思ってもらうことが大切だと考えました。ですのでカウンセラーの方の協力が必要なのではないでしょうか。
107	一点わかりにくいのは、基本方針（イ）福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行うとあります。誰が、どのような支援を行っていくのかなあとと思いました。

108	<p>最近テレビ等の情報番組で「ごみ屋敷」が取り上げられることがあります。その住人、近隣の住人、行政の職員、リポーターの様子を見ることがあります。そこで一番重要なのは、「ごみ屋敷」の住人の身体的・精神的な状況を的確に判断し、温和に問題を解決することです。横浜市の取り組みの基本的な考え方である『当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進める』ことが最良の方法であると私も考えます。私の偏見かも知れませんが、行政の職員の対応は一見穏やかに見えますが、当事者に本当に寄り添っているのか疑問に思うことがあります。正論をかざして説得することが常識的な対応かも知れませんが、当事者が認知症であったり、精神的に問題を抱えている場合には、その対応では通用しないと思われます。以前テレビのリポーターが何度も『「ごみ屋敷』』に足を運んで、その住人と話をする機会を持ったという話を聞きました。最初はあまり相手にされなかつたようですが、話をするうちに少しずつその住人が心を開いていったようでした。そこで、『「ごみ屋敷』』の住人が介護保険関連のサービスを利用している場合はケアマネージャー等の担当者が、利用していない場合は民生委員など地域の担当者が当事者を訪問し、本人の状況や本人がどのようにしたいのかをまず聞き取り、それがすべて受け入れられるものかどうかを当事者にゆっくり説明してあげるようにすることが、真に『当事者に寄り添う』ことになると思います。話を進める時には本人の問題を第一に、近隣の住人の迷惑等は付随的な問題として説明することが必要です。近隣の人のことを考えられるならば、とっくの昔に自分から「ごみ屋敷」をどうにかしようと外部に働きかけていると思うからです。</p>	<p>「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解消しない限り、再びごみが堆積することになり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。</p>
109	<p>「ごみ屋敷」を生じさせた当事者への福祉的な支援を条例の中心に添えること。</p>	<p>「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することになり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
110	<p>条例案の骨子から4、基本方針ア、発生させた堆積者は、この時点ですでに病的な場合が多く、解消は困難である。</p>	<p>家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。</p>
111	<p>「7.措置の書面による指導」とあるのですがそれは必要無いのではないかと思います。理由と致しましては、堆積者の多くは自らがごみを貯めてしまっている事を理解しており何かしらの精神的（うつ病、異常な収集癖等）病を抱えているケースが多いと知りました。ですので、書面による指導では無く職員などが直接現場へ行き堆積者に親身になってあげるのが一番効果的かと考えます。書面だと、市の一方的な感情しか伝えず堆積者の心の内を理解しようとしていないのではないかと感じました。お互い、言葉を交わす事によって理解し合えるものもあるのでは無いかと思います。</p>	<p>家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。</p>
112	<p>「ごみ屋敷」になる理由として、ごみ集積所から拾い集めてくる癖、何でも手元に置いておきたい癖、精神面の異常からくる行動があると思います。面談をして精神面の確認をし、杓子規定ではない、堆積者に寄り添った心のケアが第一だと思います。</p>	<p>家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。</p>

113	身体機能の低下等に起因している場合は当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点を置いて進めるのは良いことと思う。しかし、この場合、当事者個々によってケースが異なるため、ケースの整理とそれぞれのケースごとの具体的な進め方と日程を決めて対応しないと、時間ばかりかかり、人件費がかかり、税金の無駄使いが発生してしまう。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
114	6支援の項目アにごみが堆積する原因を追求することを明記するべきである。理由：不良な生活環境の解消には、ごみを溜める原因を追求することが不可欠であり、自ら相談に来ない堆積者に対する支援として周辺住民の聞き取りなどの対応を行い改善に務めるとした方がより堆積者に寄り添った支援が行えると考えたため。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
115	そもそも行政との相談に応じるような人物は深刻な状況には陥らない。ごみ屋敷という異常な環境に生活する人は精神的疾患に類するケースが多いと予想される。福祉的観点からの専門家のカウンセリングやアフターケアも当然だが、問題の根本原因の解明という観点から、最新の研究との協力も意識し、条例の逐次アップデートも視野に入れる。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。
116	市民の責務を定めることですが、「ごみ屋敷」の原因是、居住者の強迫性障害の一種といわれているようで、まずは治療させることが大事と思われますが、この点の取り扱いはどうされますか。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。
117	私は、ごみ屋敷になってしまう原因是、第一にごみをため込んでしまう住人、当事者であると考える。そこで、横浜市の基本的な取組の考え方で「当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進める」とあるが、具体的な内容を記載したほうがいいと思う。私の案としては、当事者の精神的な部分に対して、支援できるように専属のカウンセリングを精神科医にお願いしたほうがよいと考える。また、ごみ屋敷によってどのような被害が出ているのかを当事者に知らせるため市の職員が促すことが必要だと考える。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。個々の事案によって対応は異なると考えていますが、必要に応じて専門家からの助言もいただきながら、個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
118	精神的事由に該当する場合、自ら自覚し、治療に赴くことは皆無だと思います。措置の一環として、ある程度強制的にでも精神的な治療を受けさせられたなら、根本の解決につながると思います。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。必要に応じて専門家からの助言もいただきながら、個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
119	条例の骨子案、全てに賛成します。集合住宅内でも「ごみ屋敷」になっている家があり、認知症や加齢、身体機能の低下だけでなく、一人暮らしの若者に多く見られますので、指導等考慮した骨子をお願いします。	現在検討中の条例案の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。
120	当事者に寄り添った福祉的な視点を重視し、「ごみ屋敷」問題の根本的な解決を図るために、ごみを片付けるだけでなく、当事者に寄り添い福祉的な視点に重点を置いて取組を推進してください。	現在検討中の条例案の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。

121	基本方針のイに、福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行うとありますが、具体的にどのような支援をするのでしょうか。私の意見としては、まず、なぜごみ屋敷になってしまったのかをしっかりと調査してから対応するべきだと思うので、措置①の調査の段階で専門的なカウンセラーが立ち会い、当事者の話を聞くのが良いのではないかと思います。	地域の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、定期的な訪問や継続的な支援等を行っていきたいと考えています。必要に応じて専門家からの助言もいただきながら、個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
-----	--	--

対応窓口、体制		10
122	担当部署の明確化	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
123	市、区の担当部署をどのように定め、周知するのか。窓口を一本化することが必要ではないでしょうか。関連部署が複数になると担当者間の連絡のみで済まるような気がしますが。以前にごみの撤去について、3部署をたらい回しされたことがあります。	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
124	完全に縦割りをなくした自治体の対応	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
125	行政の窓口（異常の処理担当部門）を明確にしてください。	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
126	対応が必要と思われる「建築物、敷地など」の連絡手順の規定（誰が、どこに）	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
127	今回の「ごみ屋敷」条例はとてもありがたい。この条例を進めていくにおいて、色々なことがあるかと思いますが、いつでも困っている人がいるので、意見をいつでもすぐってくれる体制をお願いします。	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
128	縦割りのお役所作業ではなく、福祉・教育・環境・治安の点から協力し「ごみ屋敷」が過去の産物になるように期待しています。賛否両論あるかもしれませんが、頑張ってください。どうぞ宜しくお願い致します。	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
129	担当職員、関係区局等による対策本部、対策会議等の設置を明記すること。	今年度から、健康福祉局福祉保健課に専任係長1名、社会福祉職1名を配置しました。また、各区の福祉保健課に窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
130	「ごみ屋敷」対策の専任の担当者を配置すること、「ごみ屋敷」対策だけの任務にする。関係区局等による対策本部、対策会議の設置。	今年度から、健康福祉局福祉保健課に専任係長1名、社会福祉職1名を配置しました。今後も状況を見ながら、職員の配置について検討していきます。また、各区の福祉保健課に窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定とともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
131	条例施行にあたっては、専任の一般職員・保健師ともに複数配置すること。	今年度から、健康福祉局福祉保健課に専任係長1名、社会福祉職1名を配置しました。今後も状況を見ながら、職員の配置について検討していきます。

132	<p>1日も早い条例施行をお願いいたします。当事者に寄り添い…とありますが、なぜ被害を受けている周りの人間には寄り添わないのでしょうか。何年間も被害を受けて、どれだけ嫌な思いをしているかわかりますか。精神的にはもちろん、実質的にも、たとえ家を売りたくても売れるはずもなく、賃貸も借り手なし窓も開けられない…もう十分深刻な影響が出ています。通学路にごみが落下、また、煙草でも捨てられたら、瞬く間に燃え上がるでしょう。自分の捨てたごみが、不法投棄したわけでもないのに勝手に持ち去られ、「ごみ屋敷」に積まれている自治会の方もどれだけ頭を痛められたか施行されてから、また一からでは遅いです。その前から指導している所は、早急に撤去して、その後再発防止をして下さい。先ず、撤去です。強制力がなければ、「ごみ屋敷」はなくなりません。名前だけの、うわべだけの条例にならないよう、よろしくお願いいたします。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。強制的に個人の所有物を撤去するという手法については、行政代執行法において「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされていることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
133	<p>たまたま仕事で「ごみ屋敷」を含めた整理の会社にいるので、参考までに投稿します。私どもに依頼が来るのは、地域包括支援センターや介護事業者、福祉事務所などですが、住人がいらっしゃる場合は、説得にかなりの苦労をされています。我々も説得に呼ばれることがあります、中には警察や医者、消防署も含めて説得することもたまにあります。それは、健康的にも治安・防災の面でも全てに関わってくるからです。ごみの中には、長年生き続けるよろしくない菌も沢山おられます。というのは、「ごみ屋敷」の中は想像を絶する害虫や雑菌の宝庫であり、特に夏場は温度も高くなりその温床となっています。昨今、独居高齢者の居宅の整理をするケースが多いのですが、かなりの確率で「ごみ屋敷」が多いのは事実です。これは、認知症も原因の1つに挙げられますが、それ以前に自己逃避や自己孤立も要因にあると思います。さらにその延長線上には、「ごみ屋敷」の中で孤独死しているケースは珍しくありません。「ごみ屋敷」にされる方のパターンは色々あると思いますが、いいことは何一つありませんから早期の解決が必要です。認知症の方はご自分の意思とは関係なく別の次元の人格が動いていると判断していく必要があります。健常者が「ごみ屋敷」にしている場合も、何らかの疾病が要因とされることがあります。しかしそういったことを言っていたら片付くことはありませんから、期日を切って事務的に進める条例は必要です。勧告や説得が効果的ならば、とくに「ごみ屋敷」問題は解消しているはずです。条例のフローに近親者や後見人を取り込んだフローにしてもらい、その中で1つずつフローを固めたらどうかと思います。経験上、「ごみ屋敷」にした当人は何を言われても何もしません。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。強制的に個人の所有物を撤去するという手法については、行政代執行法において「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされていることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>
134	<p>是非早く進めてください。また、調査から代執行までを早めることが大事だと思います。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。強制的に個人の所有物を撤去するという手法については、行政代執行法において「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされていることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。</p>

迅速な対応		
135	堆積者の住居、建築物および敷地外にはみ出した堆積物の即時除去について、公道、隣接地等にはみ出した堆積物を、速やかに除去するための手順、実施者などの規定	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。強制的に個人の所有物を撤去するという手法については、行政代執行法において「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされていることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
136	措置において、すでに周辺住民の生活に悪影響を及ぼしている、または、その可能性が極めて高い場合については、指導や勧告をせずに、直ちに命令を出せるようにすべきではないでしょうか。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。強制的に個人の所有物を撤去するという手法については、行政代執行法において「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされていることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
137	今の時代、地震がいつ来るかわからないため、堆積物がいつ崩壊するかわかりません。危険があると思われる場合は、早急に対処を考慮しておくべきだと思います。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。強制的に個人の所有物を撤去するという手法については、行政代執行法において「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされていることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
138	私たちが住む近くには、小学校の通学路に、「ごみ屋敷」があります。これから季節が夏になり、「ごみ屋敷」の前を通ると蚊にさされたり、ごみがくずれ落ちて、怪我をしたりします。臭いもきついし、生活できる環境ではありません。なにしろ一刻もはやく強制撤去お願いします。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。強制的に個人の所有物を撤去するという手法については、行政代執行法において「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされていることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
139	他地区例では問題が発覚しても解決に数年～数十年かかるケースがあるが、その間、周辺住民が多大な迷惑を被っている。こういう事を解消してほしい。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。

迅速な対応	
140	いたずらに時間を要することは避けるべき。要は大多数の住民の意思を尊重し、一部の不良者に振り回されないよう望みます。
141	周辺住民は不動産価値の低下、賃貸物件の空き室など経済的・一方的・長期的な被害にもかかわらず何の補償も得られない。これをなるべく軽減するためにも、「措置プロセス全体の迅速化（スピードアップ）」を明記する。
142	折衝、勧告から整理施行まで30日程度とし、それ以上の超過は強制執行とする。
143	7措置については、短期間に推進できるよう、期間を制定しておくのが望ましいと思います。
144	措置の流れは良く理解できましたが、期間をはっきり明記することはできないのでしょうか。例えば6か月以内とか。審議会の意見聴取も大切ですが、スムーズに短期に解決することを望みます。
145	福祉的な支援を条例の中心に据えて「ごみ屋敷」対策を進める。しかし、当事者が行政、近隣の人々、町内会の要望を聞き入れいない時、また、ごみを集めることをやめない場合には、当事者と十分話し合いを持ち、6か月間の猶予を置き、行政が強権的に行政代執行を実施する。
146	素早い対応
147	できる限り早く処理していただく。
148	措置の流れはOKですが、もっとスピードを。まず調査に出張して現状確認を早く。不在でも再訪予定または関係庁舎に出頭する、手紙を投函するなど、方法はいくらでもあるはず。消防署は訪問するも不在回答のみ。防火、防疫のことをもっと真剣に取り組んでください。

予防や再発防止		15
149	同居人がいない場合の例認知症、加齢等により分別もしくはごみを出す曜日が理解できなくなり周囲の目を避けて家の中に放置することになるので、最初の一歩に気付くことが大事。解決策としては、少数単位のグループ（10戸～15戸）で当番制（輪番制）等目的を持って常にごみの状況を把握し、不良な状況があつた場合、思いやりを持って見守ることが大切だと考えます。環境事業推進員が努力中です。	当事者の生活上の変化により早く気づき、ごみが大量に溜まってしまう前に適切な支援につなげることが、何よりも大切です。そのために、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
150	現状の対象確認よりも、早い段階での問題物件の認定を心がける旨を条例に盛り込む。なぜなら、いわゆる「割れ窓理論」によって自治体全体の経費削減・状況悪化の防止へとつなげるため。	当事者の生活上の変化により早く気づき、ごみが大量に溜まってしまう前に適切な支援につなげることが、何よりも大切です。そのために、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
151	ごみ屋敷までに至らないが、家屋外に汚くごみを散乱させているような所への注意勧告や支援をできないかということにも行政がもっと立ち入って欲しいと思っています。（例えば地区の町内会と行政とのごみ屋敷等の点検パトロールとその対処）	当事者の生活上の変化により早く気づき、ごみが大量に溜まってしまう前に適切な支援につなげることが、何よりも大切です。そのために、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
152	この案のままでは、堆積者の再発防止という点があまり考えられていないように感じます。	当事者の生活上の変化により早く気づき、ごみが大量に溜まってしまう前に適切な支援につなげることが、何よりも大切です。そのために、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
153	支援で堆積物をためてしまった者に対して、講習会などを開き、もう一度ためてしまわぬように片付け方や周りにどのような悪影響が起こるか指導するなどを盛り込むべきではないでしょうか。	当事者の生活上の変化により早く気づき、ごみが大量に溜まってしまう前に適切な支援につなげることが、何よりも大切です。そのために、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
154	今現在の「ごみ屋敷」だけでなく、「ごみ屋敷」予備軍への対処も必要です。今の20代、30代のお宅でもそのまま行けば「ごみ屋敷」になるお宅もたくさんあります。また、その中で子供を育てていたりするのは、子供への虐待に他ならないと考えます。そういう方への早期対処や啓発も行って欲しいです。	当事者の生活上の変化により早く気づき、ごみが大量に溜まってしまう前に適切な支援につなげることが、何よりも大切です。そのために、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
155	6支援の項目イに見守り、再発防止の内容である継続的な支援・見守りによる再発の防止を加えたほうがいいのではないか。理由：2目的の内容には発生や再発の防止を図るために支援を行う等の旨が記載されているにもかかわらず、6支援の文章からは再発防止における支援が読み取れないと思ったから。	当事者の生活上の変化により早く気づき、ごみが大量に溜まってしまう前に適切な支援につなげることが、何よりも大切です。そのために、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。ご意見を踏まえ、支援に「再発の防止」を明記することを検討したいと考えています。
156	「ごみ屋敷」の状態になってしまふ原因是認知症、精神疾患の場合がほとんどです。民生委員と連携を図り、当事者の思いや状況把握に努めています。不安を抱えている周辺の住民にも面談をし、顔の見える関係づくり、不安軽減の一助となるようにアプローチしています。この課題は即有効な手立て、解決策がある訳ではなく、長い時間の関わりを要します。これまで解決したパターンとしては転倒骨折など自宅で過ごせない状況となり、入院入所の為、解決となつたケースがほとんどです。ただ、その長い関わりが異変の早期発見に繋がることができたと考えます。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。

予防や再発防止		15
157	セルフネグレクトやうつ病を始め、脅迫神経症など様々な精神疾患のケースもあります。そういう病気や判断能力が低い場合には、医者の判断や成年後見人制度を使用するなどして、撤去作業をする事が必要と考えます。その方が「ごみ屋敷」のまま「ごみ屋敷」の中で死ぬ事が無いように。更生プログラムも必要です。せっかくお役所が動くのは税金が使われる事なので、リバウンドさせないような仕組みと、「ごみ屋敷」を生み出さない社会を作る事も必要かと思います。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
158	高齢の方を見ていますと、認知症の始まり、精神的な病気の始まりの方が「ごみ屋敷」になりやすいです。初めに、「ごみ屋敷」になる前の対策も必要ではないでしょうか。	家が「ごみ屋敷」化する原因是様々ですが、認知症、加齢による身体機能の低下、精神疾患などに起因するケースもあると考えられることから、課題解決に向けて福祉的な支援に重点を置いて取組を進めていきます。行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
159	「6支援」のアについて、堆積者の方がなぜごみ屋敷を作り出してしまったかを追求するために何度も行政の方が相談に行った後、重度の症状が見受けられる場合にはカウンセラーの方と話す機会を設けるのはいかがでしょうか。原因究明に努めることで再発防止や堆積者の方のケアにも繋がると考えました。	「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することになり、根本的な問題解決につながらないと考えています。そのため、行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
160	ごみ撤去後の居住者が再度「ごみの堆積」「ごみの収集」を行わないよう精神的なフォローが不可欠であると思われますが、この点の取り扱いはどうされますか。	行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
161	条例案の骨子から5、責務イ、市民の責務として「ごみ屋敷」になりかける前で手を打つこと。地域ぐるみの監視と警告を長く続けていく。	行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
162	堆積物処理後の堆積者の方へのケアについてです。地域のお祭り等で役割を与えるなどして地域にとけ込むような働きかけが必要ではないかと考えます。	行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。
163	こういう条例も必要なものだと思います。「ごみ屋敷」の周りの住人らも少しは安心できるでしょう。しかし、「ごみ屋敷」当事者の考えはすぐ変わると思いません。意識を変える工夫がさらに必要かと。例えば、当事者に別の「ごみ屋敷」のボランティアの片付けに行ってもらい、片付ける立場として意見してもらうとかで冷静に自分を見つめる機会を与えないと変わらないのではないかでしょうか。	各区に「ごみ屋敷」問題に関する対策連絡会議を設置し、個々の事案の状況に応じ、予防や再発防止策について、きめ細かな対応を行っていきます。

その他対策		7
164	堆積者は被害者意識を持って居るので注意。説得は甘やかしだけでなく、隣人の被害状況も説明できるように。また、抵抗・暴力・嫌がらせに対応できるように。	本市としては、個々の事案に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。必要に応じて専門家からの助言もいただきながら、対応していきます。
165	後期高齢者の場合、生活保護受けているケースが多いので、福祉事務所と連携し、「ごみ屋敷」にした居宅から移動させる手段を講じる。後期高齢者で賃貸居宅の場合は、福祉、高齢所管課が主導で高齢者住宅に移動させる。	本市としては、個々の事案に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
166	支援の項目で「地域住民、関係機関その他と協力し・・・」とありますがどのような体制で行うのか明確にしてほしい。また、地域住民に対してどのように情報（個人情報）を提供されるのでしょうか。	個々の事案によって対応は異なると考えていますが、具体的な対応方法については今後検討していきます。個人情報については、個人情報保護の観点から、慎重に取組を進める必要があると考えています。
167	基本方針のエに堆積者本人による撤去が困難な場合にはありますが、困難な場合の判断基準はあるのでしょうか。	個々の事案の状況に応じ、周辺の生活環境への影響等を勘案し判断することを想定しています。
168	「審議会」のメンバーは、透明性、中立性を確保できるよう選任する。案件ごとに、該当地域の民生委員などに一時的に委任するなど、堆積者の継続的な支援にも配慮する。（「支援のイ」関連）	審議会の委員の具体的な人選等は、今後条例の施行までに検討していく予定ですが、専門的な意見を頂戴できる委員を選任したいと考えています。
169	福祉的観点は重要だが、周辺への迷惑が悪質な者への対処については軽犯罪法適用も考慮し、警察との適切な連携を盛り込む。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
170	身体機能の低下に起因していない場合、すなわち対象者がまるっきり行政の勧告にも従わない場合に、行政として、具体的にどのような対応をするのか。罰則も含めて、さらに詳細を詰めておかないと、対象者といちごっこや、キャッチボールをするだけで解決が伸びてしまい、これまた無駄が発生してしまう。結論として、さらに詳細をつめて、それぞれのケースでどう対応するか決めておかないと、条例を作っても、機能しないのではないか。さらなる詰めをお願いしたい。	具体的な対応方法については、現在検討を行っているところですが、いただいたご意見も参考にしながら、さらに検討を進めています。

その他		9
171	今後は、家によって多少の差はあっても、モノの持ち方（必要以上に持たない）や買い方（買い物依存等を防ぐ）、健康で文化的な生活の基準、環境教育や金銭教育と同時並行で行って欲しいです。	ご意見として承ります。
172	プライバシーの侵害が多く、不当な調査、迷惑行為に該当する一定の家庭へのバッシング苦情等データだけで条例制定に予算を入れず、地域の質の向上、自分の家庭の教育レベルの向上等教育の格差による一定の感情を苦情として入れるのではなく、各家庭自身の教育の見直し、インターネットのやりすぎ、正しい携帯の使い方等トラブルを防ぎ、恥ずかしい条例制定をやめてください。	ご意見として承ります。
173	物作り日本の落日、宗教哲学も人生哲学を持たず、自立国家で無いように思う今日この頃です。5年前に日本尊厳死協会に入会、傘寿を迎えました。学終宣言をした今年、台湾では患者自主権法が成立しました。日本の政治家は。横浜市の医療行政は医療安全課。データで見るかぎり安全はありません。整理、整頓、清掃、清潔、セルフコントロールの5S作戦の展開です。	ご意見として承ります。
174	条例案を読んでいないので申し訳ありませんが、解体して更地にすると固定資産税が3倍かかるので、建物を壊さない場合もあるようです。「耐震チェック」を区や市役所でよびかけてはいかがでしょうか。「ごみ屋敷」に近接したところに居住されている方々は、地震で隣が倒壊してきたらと、類焼ならる類壊を心配されています。「耐震チェック」が生活保護並に無料で進むと良いですね。	ご意見として承ります。
175	20年ほど前から我が家が家の前がごみ集積所です。いまだにルールが守れず迷惑行為が後を絶ちません。たびたび市当局に注文をつけたり抗議していますが一向に改善できません。その原因と責任は市当局にあると思っています。担当責任者が現場を見て早急に善処しないと市側の職務怠慢が問われかねません。	ごみ集積場所につきましては、利用される皆様で場所の決定、清掃など、管理のルールを話し合って維持管理していただいています。本市では、各区の収集事務所に「集積場所快善隊」を設置しており、地域の皆様と連携しながら、注意喚起を促す掲示物の設置など、地域の皆様とともに、その場所にあった改善策を施す取組を行っていますので、お住まいの区の収集事務所に御相談ください。
176	「ごみ出しの支援」について、現在パンフレットが作られ、資源循環局のホームページに掲載されていますが、今後老齢者が増え、パソコン操作する方がますます少なくなると思われますので、周知方法のご検討をお願いいたします。	ごみ出し支援については、介護保険を利用する人のためのガイドブックである「ハートページ」での周知や要支援・要介護認定を受けた方へ送付している書類にも記載してご案内しており、今後も事業内容の周知を進めています。
177	小生の近くに自動車整備工場があり、通学用道路に面しているが、再三注意しても改善されない。消防署職員が訪問したが、留守とのことで面会不能です。一人住まいのとのこと。町内環境委員より片付けの応援するも無回答。改善の意思がない。状況としては以下のとおり。古タイヤの山積み、雨季がくれば蚊の発生が心配（ Dengue熱、ジカ熱）。自動車整備のエンジンオイル缶等が散乱。シャッター内部はさながら「ごみ屋敷」状態です。	事業活動により生じた廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、適正に処理するよう指導していきます。
178	先決問題として、物を他方から持込み（窃盗罪）と適用し、厳重に取り締まる必要がある。	ごみ集積場所から廃棄物等を持ち去ることについて窃盗罪を適用するには、法的に難しい場合が多いのが実情です。一方、条例により集積場所からの持ち去り行為は禁止されていますので、当該行為を行わないよう説明し、再発防止につなげていきます。
179	直接は関係ありませんが、テレビの興味本位のいい加減な報道からその人を守ってください。TV局は病気の可能性も知ったうえで放送しています。これ以上差別を助長するような放送はうんざりです。	人権の尊重や個人情報保護の観点は重要であると考えています。

# ～市民意見募集～

いわゆる「ごみ屋敷」対策を進めるための条例案の骨子について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

市民意見募集期間：平成 28 年 4 月 1 日（金）～平成 28 年 5 月 6 日（金）

住居やその敷地内にごみ等を溜め込んでしまい、周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」が社会的に関心を集めています。本市においても、ごみを含む物の堆積による悪臭、害虫の発生、火災の危険性等の苦情が寄せられていますが、現行の法令では、対応できる範囲に限界があります。このため、問題解決が長期にわたって困難となっている事例も散見され、地域の課題となっています。

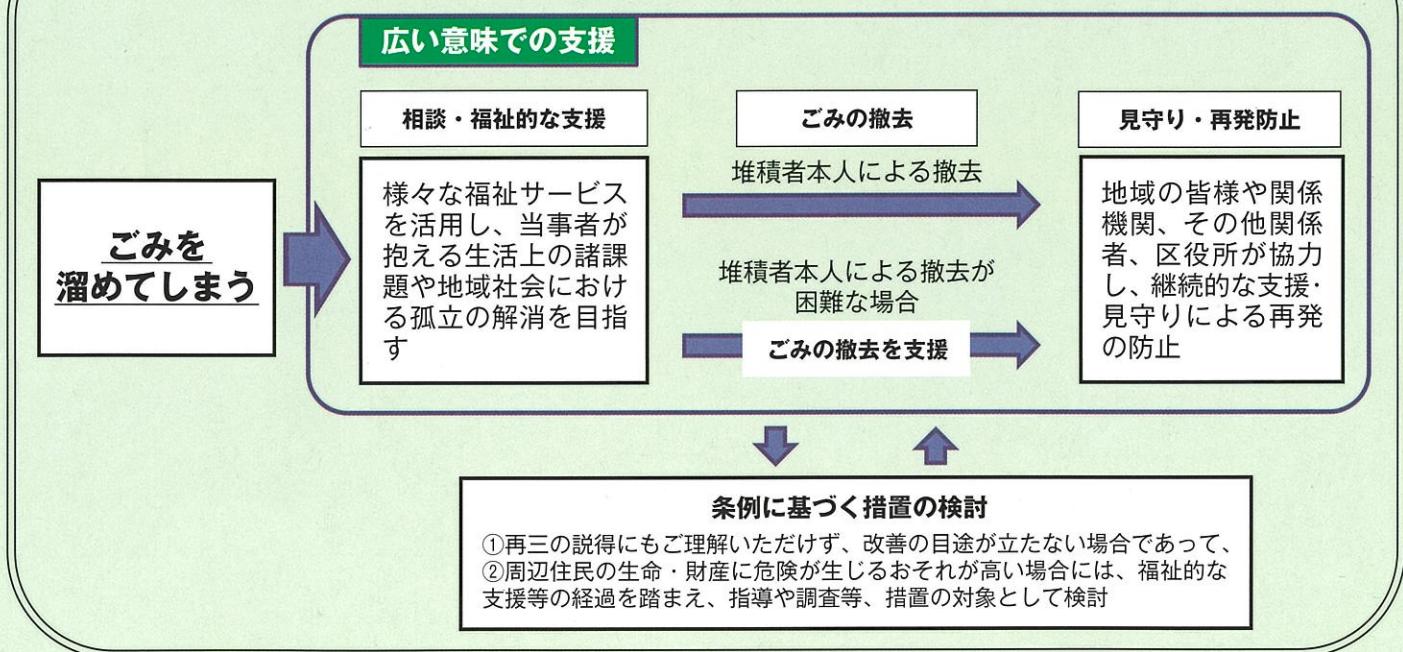
本市では、当事者との対話や説得に努めていますが、これまでの取組を一層推進していく仕組みを構築するため、平成 27 年 9 月に関係区局による対策検討プロジェクトを立ち上げ、「ごみ屋敷」問題の解決に向けた検討を行い、基本的な考え方をとりまとめました。

## <本市の取組の基本的な考え方>

- 1 家が「ごみ屋敷」化する原因は様々ですが、この問題は、認知症、加齢による身体機能の低下等に起因していることもあります。根本的な解決を図るために、ごみを片付けるだけではなく、当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進める
- 2 一方で、周辺住民の生命・財産に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースも見られることから、指導や調査等、これまでよりも幅広いアプローチが可能となるようにする

上記の基本的な考え方に基づき、条例を制定する必要があると考え、その骨子をとりまとめたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

## いわゆる「ごみ屋敷」対策全体のイメージ



# ～条例案の骨子～

## 1 名称（仮称）

「横浜市建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」

## 2 目的

住居その他の建築物及びその敷地における物の堆積及び放置により生じた不良な生活環境が居住者及び周辺住民に様々な影響を及ぼしていることから、その解消、発生や再発の防止を図るための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とします。

## 3 対象

物の堆積等により、悪臭を発散し、害虫等を発生させ、又は火災等の危険性を増加させるなど、不良な生活環境をもたらしている建築物及び敷地、並びにその堆積者とします。

## 4 基本方針

不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとします。

- ア 不良な生活環境の解消は、発生させた堆積者が行うことを基本とする。
- イ 地域社会における孤立その他の生活上の諸課題が背景にあることを踏まえ、福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行う。
- ウ 堆積者が不良な生活環境の解消を自ら行うことが困難な場合には、本市、地域住民、関係機関、その他の関係者が協力して解消に努める。また、地域の協力を得ながら、不良な生活環境の発生の防止に努める。
- エ 本市が不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、堆積者への支援を基本とし、支援による解決が難しい場合には、措置を適切に組み合わせて行う。

## 5 責務

基本方針に基づき、本市及び市民の責務を定めます。

### ア 本市の責務

地域住民、関係機関、その他関係者と協働して、市内の建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の解消に努めるとともに、そのために必要な施策を総合的に推進する。

### イ 市民の責務

居住し、又は所有・管理する建築物等が不良な状態にならないよう、努めなければならない。

## 6 支援

基本方針に基づき、堆積者に寄り添った支援等を行います。

- ア 本市は、建築物等における物の堆積に起因する不良な生活環境の解消に関し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。
- イ 本市は、地域住民、関係機関、その他の関係者と協力して、不良な生活環境の解消を自ら行うことができない堆積者に対し、堆積物の撤去等の支援を行う。
- ウ 撤去等の支援に際し必要となる費用は、堆積者が負担することとするが、経済的、身体的・精神的事由に該当する場合、その他必要と認められる場合は減免する。

7 措置

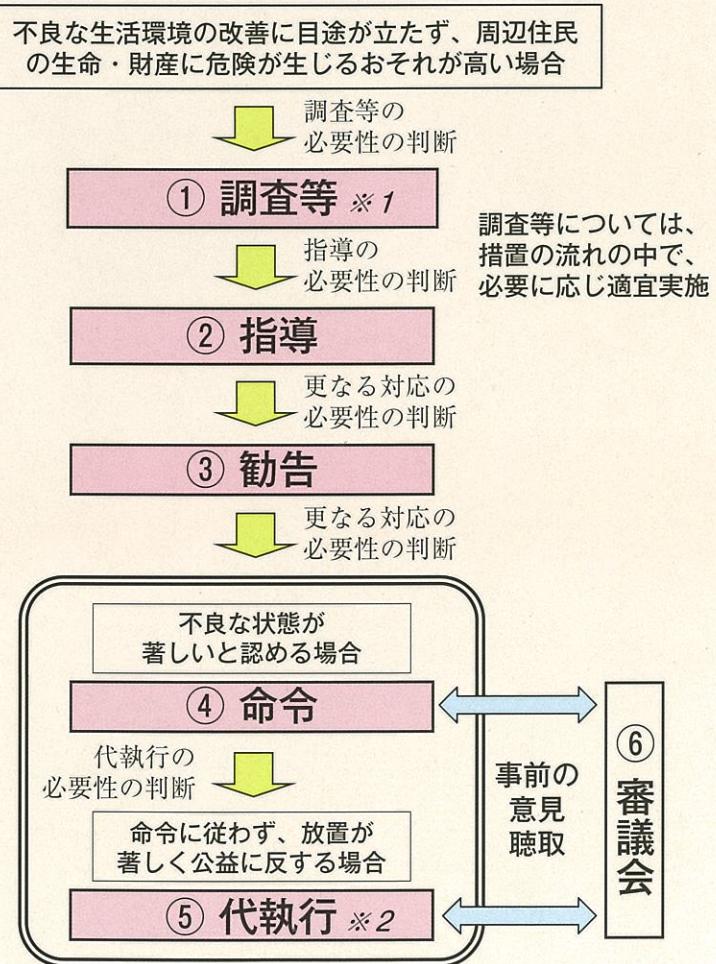
公共の福祉の観点から、必要な措置を講じることができることとします。

① 調査等 ※ 1	市長は、堆積者、建築物等の所有者及び官公署に対し、必要な調査をし、又は報告を求めることができる。また、職員に、当該建築物等に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問をさせることができる。
② 指導	市長は、書面により、堆積者等に必要な指導を行うことができる。
③ 励告	市長は、指導を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消しないときは、期限を定めて、堆積者等に必要な措置をとることを勧告することができる。
④ 命令	市長は、勧告を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消せず、不良な状態が著しいと認めるときは、期限を定めて、堆積者等に措置を命じることができる。
⑤ 代執行 ※ 2	市長は、命令が履行されず、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法の定めるところにより、必要な措置を自ら行うことができる。
⑥ 審議会	市長は、命令又は代執行を行おうとするときは、事前に審議会の意見を聴かなければならない。

※1 立入調査については、住居不可侵の原則から、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできない点に留意が必要。

\*2 行政代執行法において、代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされている。

#### 【条例に基づく措置の流れ（イメージ図）】



# いわゆる「ごみ屋敷」対策を進めるための 条例案の骨子についての意見記入用紙

【募集期間】平成28年4月1日(金)～平成28年5月6日(金)【必着】

【提出方法】郵送、FAX、電子メール、持参(様式は自由です)

【問い合わせ先】

横浜市健康福祉局企画課(ごみ屋敷対策検討プロジェクト事務局)

住所：横浜市中区港町1-1

電話：045-671-3662 FAX：045-664-4739

【ホームページ】<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kikaku/publiccomment.html>

【留意事項】

- ・いただいたご意見は、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方をとりまとめ、後日公表するとともに、「横浜市建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例案(仮称)」の検討の参考に利用させていただきます。
- ・氏名及び住所は、責任あるご意見を求める趣旨により記載していただいています。なお、ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

※市民の皆様からのご意見の内容等を踏まえて更に検討を進め、平成28年9月の市会に条例案を提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。

## ～市民の皆様からのご意見をお待ちしています～

-----キ----リ---ト---リ-----

郵便はがき

231-8790  
017

横浜市中区港町1-1  
横浜市健康福祉局  
企画課 行

料金受取人払郵便

横浜港局認

2094

差出有効期間  
平成28年  
5月6日まで  
(切手不要)



キ  
リ  
ト  
リ

■氏名

■住所 (〒 )

### 提出方法

①郵送

左のハガキをご利用ください

②FAX

045-664-4739

③電子メール

kf-g-project@city.yokohama.jp

④持参

下記担当までご持参ください

横浜市健康福祉局企画課  
(ごみ屋敷対策検討プロジェクト事務局)  
住所：横浜市中区港町1-1

FAX、メール等で提出される場合も住所、  
氏名を明記いただきますようお願いします。



OPEN YOKOHAMA